

定めようとする命令等の題名

国際規制物資の使用等に関する規則に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示

根拠法令

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）及び国際規制物資の使用等に関する規則（令和 6 年原子力規制委員会規則第 4 号）

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続（第 39 条第 4 項該当による結果の公示等）である

問合せ先（所管府省・部局名等）

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 放射線防護企画課 保障措置室
電話番号：03-5114-2102（直通）

命令等の公布日

令和 6 年 9 月 30 日

結果の公示日

令和 6 年 9 月 30 日

行政手続法 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合にはその旨及び理由

本件は、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、要求内容の変更を伴わない軽微な変更であることから、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に基づく行政手続法施行令第 4 条第 2 項第 1 号に定める事項に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

以上